

令和4年度第2回
東京都国民健康保険運営協議会
資料

東京都福祉保健局

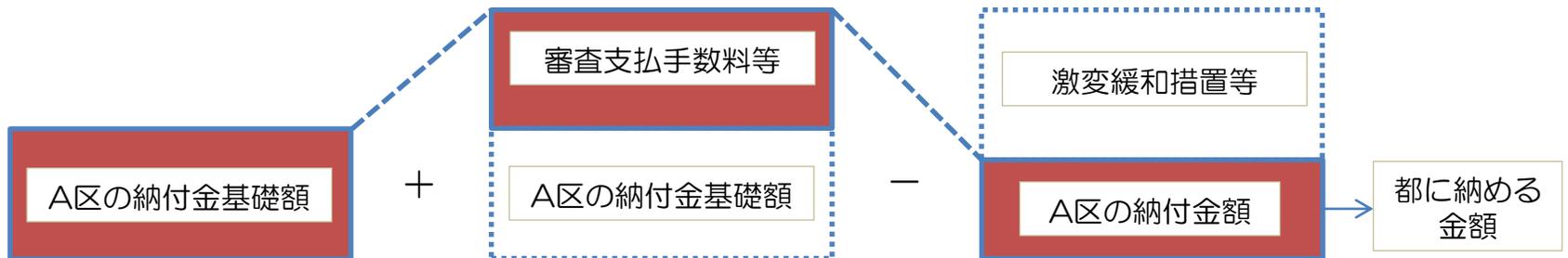
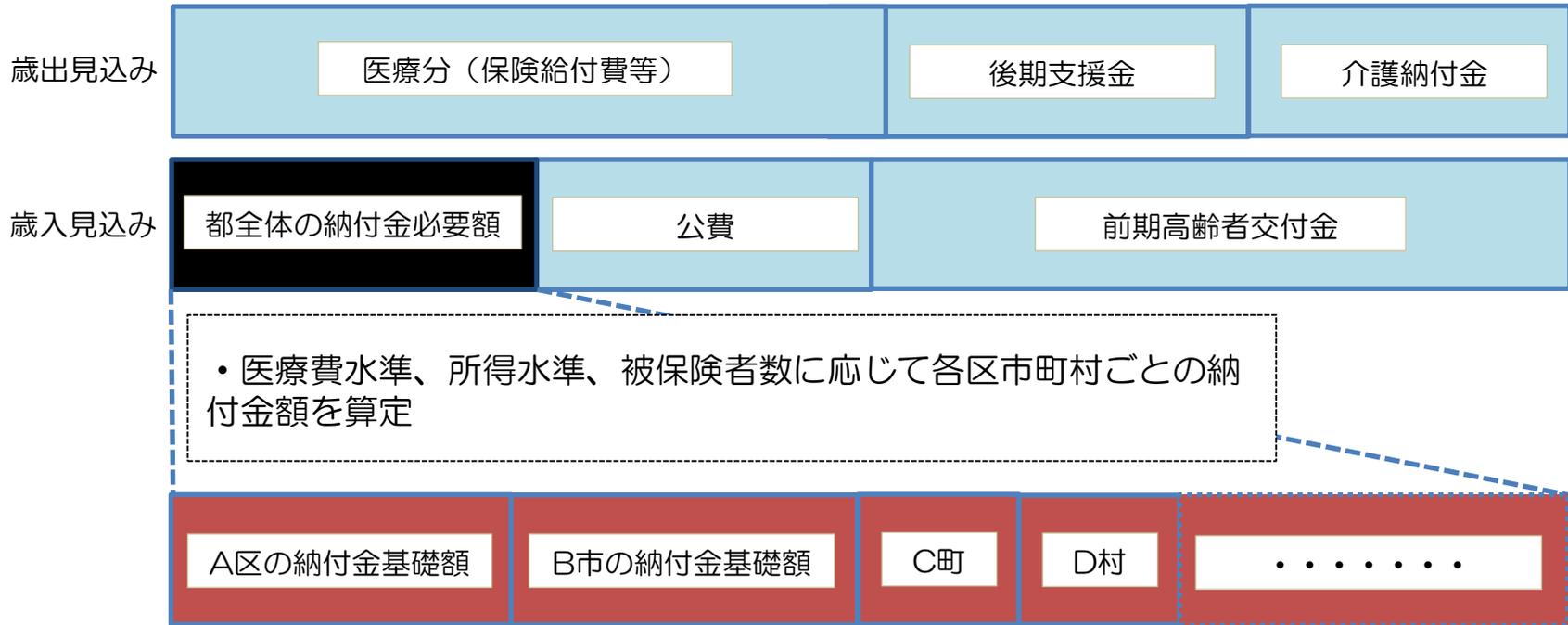
令和5年2月9日

目次

- 1 令和5年度確定係数に基づく国保事業費納付金等の算定結果について
- 2 令和3年度東京都国民健康保険事業会計決算について
- 3 令和5年度東京都国民健康保険運営方針改定スケジュールについて
- 4 その他

1 令和5年度確定係数に基づく国保 事業費納付金等の算定結果について

国保事業費納付金の算定(一般分)



・激変緩和措置の公費などの個別調整を行う。

令和4年度・5年度の国公費について（拡充分の全体像）

平成30年度（2018年度）から、国は現行の定率国庫負担金等に加えて、1,700億円の公費を拡充

○財政調整機能の強化 【800億円程度】

<普通調整交付金> 【550億円程度】

<激変緩和の暫定措置（都道府県分）>
【50億円程度】
※予算額は徐々に減少させ、普通調整交付金に移行

<特別調整交付金（都道府県分）>
【100億円程度】
・子どもの被保険者
（既存分と合わせ200億円程度）

<特別調整交付金（市町村分）>
【100億円程度】
・精神疾患【70億円程度】
（既存分と合わせ200億円程度）
・非自発的失業【30億円程度】
（既存分と合わせ70億円程度）

R4確定係数
反映額
（全国）

500億円

R4確定係数
反映額
（都）

※1

R5確定係数
反映額
（全国）

550億円

R5確定係数
反映額
（都）

※1

100億円

11億円

50億円

5億円

100億円

※2

100億円

※2

100億円

※3

100億円

※3

○保険者努力支援制度 【800億円程度】

<都道府県分> 【500億円程度】
・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）
・医療費水準に着目した評価
・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況

500億円

23億円

500億円

26億円

<市町村分> 【500億円程度】
※一部、特別調整交付金より配分

412億円
+88億円

40億円

412億円
+88億円

40億円

○その他 ※4

特調（既存分）による追加激変緩和措置
【40億円】

40億円

4億円

20億円

2億円

※1 普通調整交付金の総額は196億円（R4確定係数197億円）と示されたが、公費拡充分は不明 ※2 特別調整交付金（都道府県分/子ども分）の総額は15億円（R4確定係数15億円）と示されたが、公費拡充分は不明

※3 特別調整交付金（市町村分）については、昨年度の実績データをもとに係数が示されたが、公費拡充分は不明

※4 特別高額医療費共同事業の総額への国庫補助を拡充し、60億円を確保

納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

○医療費水準の反映

⇒全て反映

(理由)

- ・医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
- ・医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。

○所得水準の反映

⇒都の所得水準（医療分：1.35 応能分：応益分=57：43（1.35：1））を反映

(理由)

- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

$$\begin{array}{l} \text{納} \\ \text{付} \\ \text{金} \\ \text{総} \\ \text{額} \end{array} \left[\begin{array}{l} 57 \\ \dots \\ 43 \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{応能分} \\ \text{---} \\ \text{応益分} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{都全体に占める所得割合} \\ \text{---} \\ \text{都全体に占める被保険者数割合} \end{array} \right] \times \text{当該区市町村の医療費指数} = \text{当該区市町村の納付金}$$

■激変緩和措置

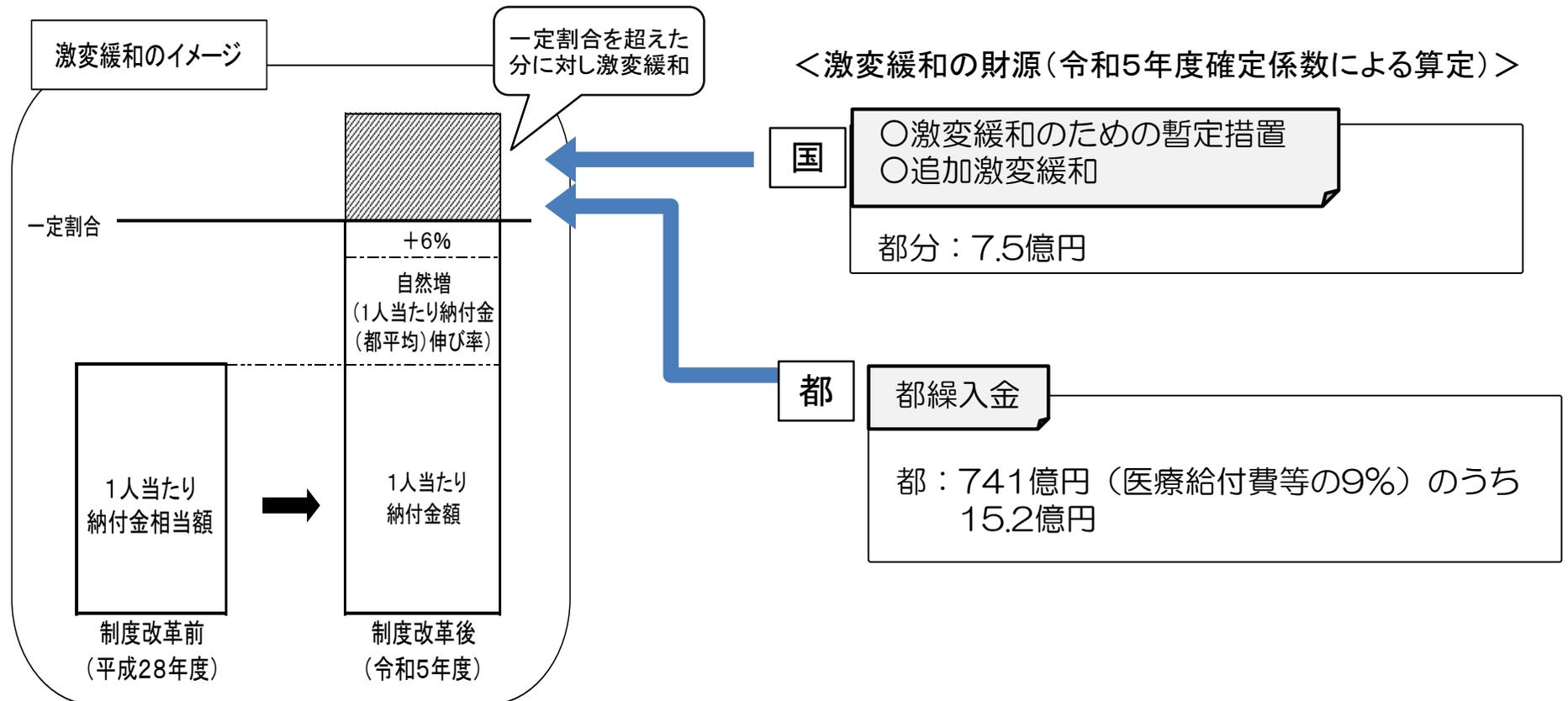
○医療費水準や所得水準が高い区市町村が納付金を多く負担するため、一部の区市町村においては、被保険者の保険料が上昇する可能性がある。

○被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、被保険者1人当たりの納付金の伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

激変緩和措置(令和5年度)

○令和5年度の被保険者1人当たり納付金額を平成28年度の被保険者1人当たり納付金相当額と比較し、被保険者1人当たりの納付金伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

※法定外一般会計繰入分は、法定外一般会計繰入を実施していない区市町村との公平性の観点から激変緩和の対象外

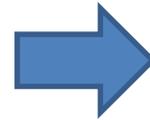


令和5年度確定係数に基づく納付金等の算定結果

○ 納付金必要額（一般分）

■ 令和4年度確定係数による算定

給付費 7,865億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額			
後期支援金 1,617億円				3,523 億円	2,346 億円	4,346 億円
介護納付金 733億円						



■ 令和5年度確定係数による算定

給付費 8,336億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額			
後期支援金 1,734億円				3,710 億円	2,475 億円	4,591 億円
介護納付金 706億円						

事 項	R4算定 (確定係数)	R5算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	267万4千人	259万3千人	▲8万1千人	▲3.0%
給付費総額	7,865億円	8,336億円	471億円	6.0%
1人当たり給付費	294,173円	321,533円	27,360円	9.3%
納付金総額 ※	4,346億円	4,591億円	245億円	5.6%
1人当たり納付金額 ※	189,368円	203,623円	14,255円	7.5%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額 6

1人当たり保険料の算定結果(激変緩和後)

◆ 令和5年度確定係数に基づく保険料算定額と令和4年度確定係数に基づく保険料算定額の比較

令和5年度確定係数に基づく保険料算定額	令和4年度確定係数に基づく保険料算定額	伸び率
180,856円	167,042円	8.3%

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり、実際の保険料額とは異なる。

標準保険料率の算定方法

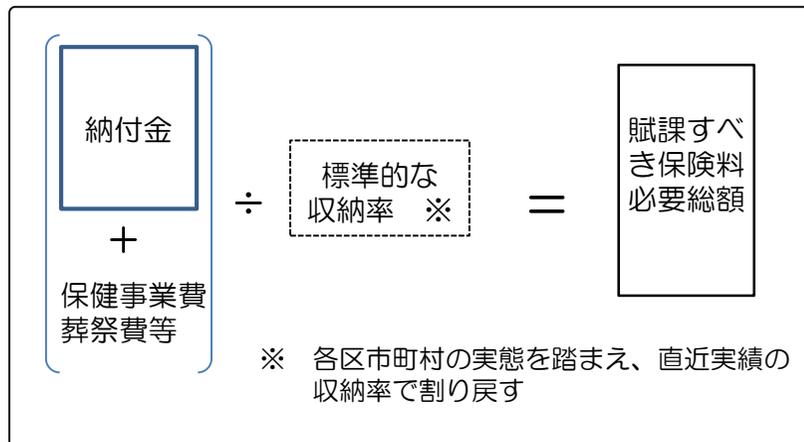
○ 標準保険料率の2つの役割

- (1) 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(いわゆる「モノサシ」としての機能)
- (2) 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○ 都道府県は、各区市町村に対し、以下の3つの標準保険料率を示す。

①	都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②	区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割)
③	区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率(3方式(所得割・均等割・平等割)等)

■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



②は、区市町村ごとの所得等を反映し、応能分・応益分に分けて算定

③は、区市町村ごとの算定方式(2・3・4方式)及び応能・応益分等の割合に応じて算定(区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため、参考に提示)

2 令和3年度東京都国民健康 保険事業会計決算について

令和3年度東京都国民健康保険事業会計決算の概要

1 目的

区市町村が負担する保険給付に要する費用等に充てるため、区市町村に対して国民健康保険給付費等交付金の交付等を行う。

2 決算額

歳入	1,148,992,693千円
歳出	1,128,756,350千円
差引歳計剰余金	20,236,343千円

(単位:千円)

歳入		歳出	
事項	歳入額	事項	歳出額
分担金及負担金	417,666,076	管理費	133,737
国庫支出金	330,921,708	保険給付費等交付金	855,942,875
療養給付費等交付金	0	後期高齢者支援金	168,558,152
前期高齢者交付金	252,195,658	前期高齢者納付金	322,825
共同事業交付金	1,957,529	介護納付金	73,210,547
繰入金	92,180,453	共同事業拠出金	1,936,272
その他	54,071,269	その他	28,651,942
合計	1,148,992,693	合計	1,128,756,350

3 事業概要

■主な歳入事業

- (1) 分担金及負担金(国民健康保険事業費納付金) 417,666,076千円
都が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を
除いた額を国民健康保険事業費納付金の額として、区市町村ごとに決定
(区市町村ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準を反映)
- (2) 国庫支出金 330,921,708千円
国から療養給付費等負担金等を収入

■主な歳出事業

- (1) 保険給付費等交付金 855,942,875千円
区市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等
に要する費用その他の国民健康保険事業に要する経費を支出

3 令和5年度東京都国民健康保険 運営方針改定スケジュールに ついて

令和5年度東京都国民健康保険運営方針の改定について

運営方針の概要

- 都と区市町村が一体となり、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う国保事業の広域化・効率化を推進するための都内の統一的な方針(国民健康保険法第82条の2)
- 改定にあたっては、東京都国民健康保険運営協議会への諮問、区市町村への法定意見聴取等が必要。

【経緯】

平成29年12月策定：平成30年4月1日から令和3年3月31日

令和2年12月策定：令和3年4月1日から令和6年3月31日

主な記載事項

- (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- (2) 区市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化(※)に関する事項
- (3) 区市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 区市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療費の適正化の取組に関する事項
- (6) 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項

現行の国保法上の
必須記載事項

※下線部は令和3年健保法等の改正による必須記載事項(令和6年4月施行)

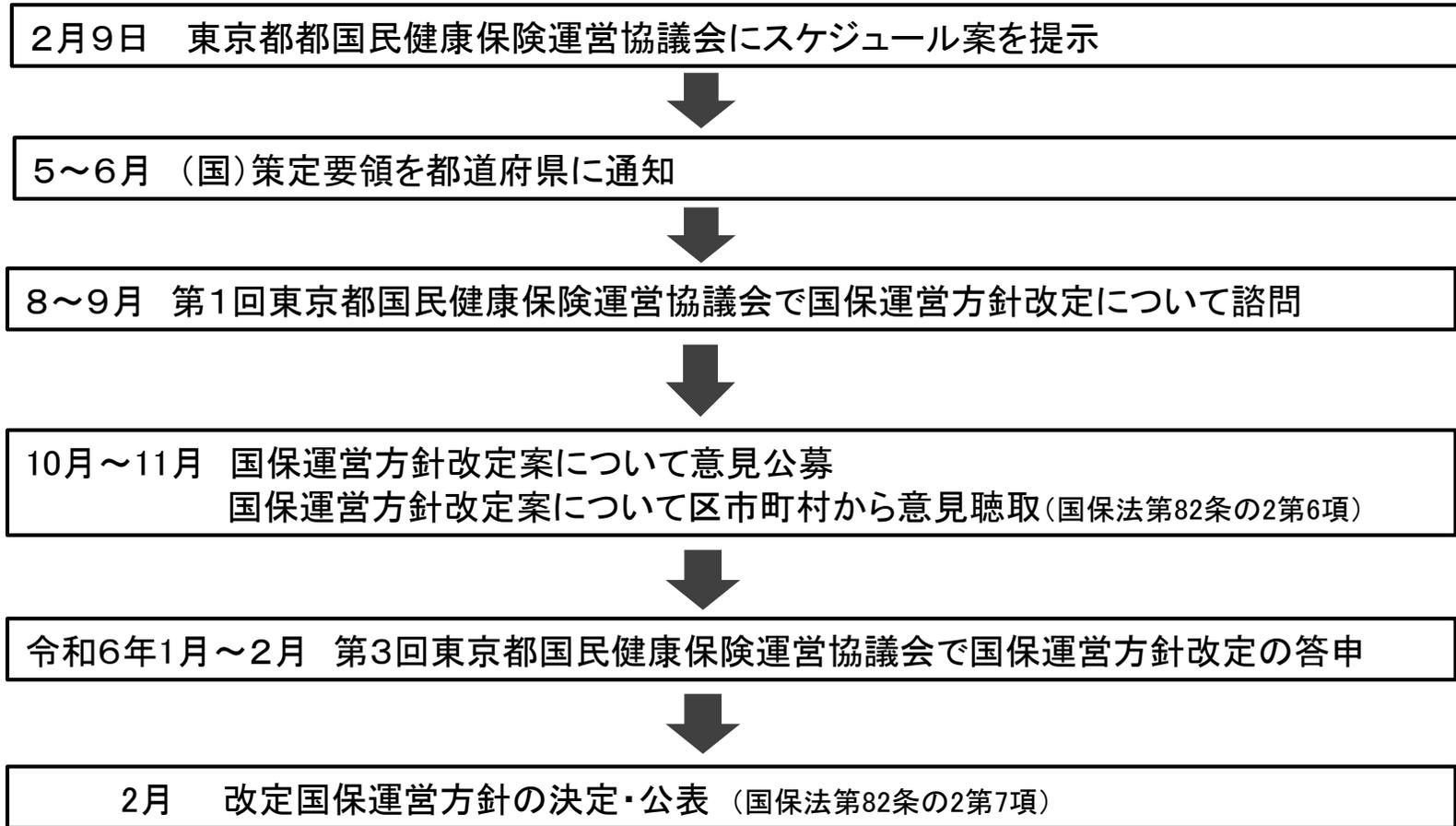
法改正による変更点

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案により規定予定

- 国民健康保険運営方針の運営期間を法定化(6年)→ 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで
- 医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。→ 都においては全て記載済

※その他詳細は、令和5年6月頃に発出予定の国「策定要領」で示される予定

運営方針策定の流れ(予定)



※前回との変更点

医療費適正化計画と同時改定であることから、公表時期を12月から2月とする。

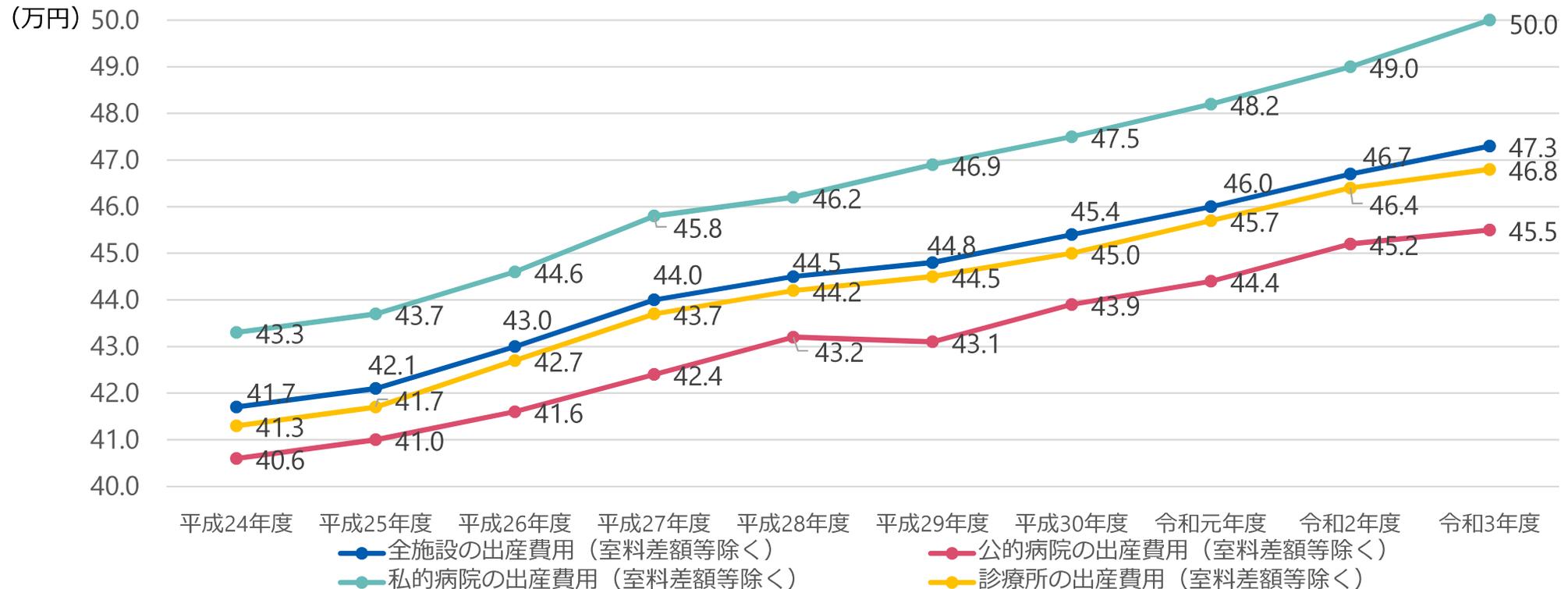
4 その他

出産育児一時金の引上げ額について

- 出産育児一時金の額については、前回の引き上げ時は、「公的病院」の平均出産費用を勘案し、設定。
- 出産費用は年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、
 - ・「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、
 - ・近年の伸びを勘案し、直近の出産費用も賄える額に設定する。
- 以上より、48.0万円（令和4年度の全施設平均出産費用の推計額（※））+ 1.2万円（産科医療補償制度の掛金）= 49.2万円となるため、出産育児一時金の額は、令和5年4月から、全国一律で、**50万円**とする。

※「全施設」の平均出産費用は、ここ10年、毎年平均で1.4%上昇しており、令和4年度の平均出産費用を48.0万円と推計。

<参考：出産費用（正常分娩）の推移>



(データ) 厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。
(※) 平成24年以降、出生数は年間平均2.5%減少傾向（2020年人口動態統計）

令和5年度当初予算案 2億円 (一億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国民健康保険制度の保険料は、加入者が等しく負担する均等割と所得に応じて負担する所得割により設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- **子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。**

(参考) 健保法等改正法 参議院附帯決議 (令和3年6月)

国民健康保険については、被用者保険と異なり(略)産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

2 事業の概要・実施主体等

- 対象は、出産する被保険者とする。
※ 出産育児一時金支給件数：76,943件 (令和2年度国民健康保険事業年報)
- 当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月分）の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。
- 令和5年度所要額（公費）4億円
(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
※ 令和5年度は、令和6年1月から3月までの3ヶ月間。年度ベースは16億円。
- 施行時期：**令和6年1月** (予定)

【イメージ：賦課方法が2方式（均等割、所得割）の場合】

